

財経第399号

平成15年3月3日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 生命保険協会
経 理 部 会
部 会 長 上 田 均

実務対応報告公開草案9号

「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」に関する意見

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成15年2月6日に貴委員会より公表されました実務対応報告公開草案9号
「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」に関しまして、別紙のとおり、当
会としての意見を申し上げます。

今後の検討におかれまして、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

敬白

実務対応報告公開草案 9 号

「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」に関する意見

- 「Q 2.債券と同様の性格を持つと考えられるもの以外の株式」のうち「(1)市場価格のある種類株式」の取扱いについて

「種類株式自体は市場で取引されていなくとも転換を請求できる権利を行使して、容易に市場価格のある普通株式に転換し取引できるような場合は、市場価格のある株式として取り扱われることが適当」とあり、「容易に市場価格のある普通株式に転換し取引できるような場合」として転換請求可能で、かつイン・ザ・マネーの状態にある場合が例示されている。

これは、イン・ザ・マネーの状態にある場合は、普通株式の市場価格との関連性が高いとの考えによるものと思料されるが、換言すれば、アウト・オブ・ザ・マネーの状態にある場合は、市場価格のある株式として取り扱うことの必然性は必ずしも高くない、すなわち市場価格のない株式として取扱うことを容認するとの考えにたっていると解される。この場合、市場価格の変動に応じ市場価格の有り無しが判定され、各期末毎にその取扱いが変わることとなる。

また、金融商品実務指針 63 項においては、株式については「市場で売買される株式について市場価格に基づく価額が存在する場合のみ時価のある有価証券とする」とし、かつ「たとえ何らかの方式による価額の算定が可能としても、それを時価（合理的に算定された価額）とはしない」とされている。

以上より、毎期末に継続的に時価評価が要求される「その他有価証券」の時価評価にあたっては、たとえ「容易に市場価格のある普通株式に転換し取引できるような場合」であったとしても、これを市場価格として使用することは適切ではないと考える。すなわち、当該種類株式については、市場価格のない株式として減損処理における取扱い（Q 3）の中で位置付けられるべきものとする。

以 上